

令和 8 年度

国営施設応急対策事業角田地区

江尻排水機場制水門耐震
性能照査補足設計他業務
特別仕様書

東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 令和8年度 国営施設応急対策事業角田地区江尻排水機場耐震性能照査補足設計他業務（以下「本業務」という。）の実施にあたっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下「調査共通仕様書」という。）及び「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、国営施設応急対策事業角田地区に基づく江尻排水機場改修工事にあたり、必要となる江尻排水機場第2制水門の地質調査、地質解析及び江尻排水機場第2制水門、第3制水門の耐震設計を行うものである。

(場所)

第1-3条 この業務において対象とする江尻排水機場第2制水門、第3制水門は、宮城県角田市江尻字巻向地内で別紙-1位置図に示すとおりである。

(土地の立ち入り等)

第1-4条 作業実施のための土地立ち入り等は、調査共通仕様書第1-15条及び設計共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

(2) 第三者照査の企業に要求される資格

- 1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- 2) 東北農政局において、令和7・8年度の一般競争参加資格（指名競争）の測量・建設コンサルタント等のうち、建設コンサルタントの参加資格の確認を受けていること。
- 3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 設計共通仕様書第1-30条「守秘義務」を遵守できるものであること。
- 5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

1) 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

①照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

②照査技術者と同等の技術者資格を有する者

(4) 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

(5) 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1条に示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

(7) 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

設計共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録にあたって、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

(8) 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施した者が責任を負うものではない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-6条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

(1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

(2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委任額が下回った場合

(3) その他、業務計画書等 に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

(4) 業務成果物のミス、不備等

(一般事項)

第 1－7 条 業務請負契約書、調査共通仕様書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 受注者は、作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。
- (4) ボーリング及び土質等の調査位置は、別紙－2 地質ボーリング位置図のとおりである。
なお、詳細については監督職員と現地立会のうえ決定する。

(管理技術者)

第 1－8 条

- (1) 管理技術者は、設計共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学 建設－鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木、農業農村工学
	建設	鋼構造及びコンクリート
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
	鋼構造及びコンクリート	

農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木及び農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、水門設備を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

- (2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(照査技術者)

第 1－9 条

- (1) 照査技術者は、設計共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学 建設－鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木、農業農村工学
	建設	鋼構造及びコンクリート
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
	鋼構造及びコンクリート	

農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木及び農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、水門設備を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

- （２）本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施するものとする。

また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、設計共通仕様書第１－７条第５項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- （３）当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）

第１－１０条

- （１）担当技術者は、設計共通仕様書第１－８条によるものとする。

- （２）担当技術者は、地質・土質調査業務と合わせて行う場合にあっては、地質・土質調査部門の担当技術者を含むものとする。

（配置技術者の確認）

第１－１１条 設計共通仕様書第１－１１条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第１－１２条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- （１）受注者は、業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において業務組織計画を変更する際も同様とする。
- （２）農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

（保険加入）

第１－１２条 受注者は、設計共通仕様書第１－３７条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 設計の基本事項に関しては、次の設計基準等を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発行所	制定（改訂） 年月日
1	解説・河川管理施設等構造令	公益社団法人 日本河川協会	平成20年7月
2	ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・設備計画マニュアル編)	一般社団法人 ダム・堰施設技術協会	平成28年3月
3	土地改良事業計画設計基準及び運用・ 解説 設計「水路工」	公益社団法人 農業農村工学会	令和2年4月
4	土地改良事業計画設計基準及び運用・ 解説 設計「頭首工」	公益社団法人 農業農村工学会	令和6年3月
5	土地改良事業設計指針「耐震設計」	公益社団法人 農業農村工学会	平成27年5月

(施設諸元)

第2-2条 設計対象となる江尻排水機場制水門の施設諸元は、次のとおりである。

- (1) 第2制水門 RC 構造 B46.8m×H12.9m
- (2) 第3制水門 RC 構造 B23.5m×H10.4m

(参考図書)

第2-3条 本業務作業の参考とする図書は設計共通仕様書第2-1条によるほか、次表によるものとする。

番号	名 称	発行所	制定（改訂） 年月日
1	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局 整備部設計課	令和5年4月
2	農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」	農林水産省農村振興局 整備部設計課	平成28年8月
3	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工（ゲート設備）」	農林水産省農村振興局 整備部設計課	平成22年6月
4	農業水利施設保全補修ガイドブック	一般社団法人 農業土木事業協会	令和6年7月

(貸与資料)

第 2－4 条 本業務における貸与資料は次表のとおりとする。

区 分	貸 与 資 料	数 量
計画関係資料	国営角田土地改良事業計画書（案）	1 式
現況関係資料	江尻排水機場工事出来形図面集	1 式
業務報告書	平成 25 年度 国営施設応急対策事業角田地区 江尻排水機場ほか耐震性能照査業務 報告書	1 式
	平成 30 年度 国営施設応急対策事業角田地区 事業計画整理その他業務 報告書	1 式
	令和 2 年度 国営施設応急対策事業角田地区 江尻排水機場制水門実施設計他業務 報告書	1 式
	令和 3 年度 国営施設応急対策事業角田地区 江尻排水機場制水門耐震性能照査業務 報告書	1 式
工事完成図書	令和 6～7 年度 国営施設応急対策事業角田地区 江尻排水機場第 1 制水門耐震補強補他工事 完成図書	1 式
	令和 7～8 年度 国営施設応急対策事業角田地区 江尻排水機場第 4 制水門耐震補強他工事 完成図書	1 式

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第 2－5 条 特別仕様書第 2－3 条及び第 2－4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）参考図書及び貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）参考図書は設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

（関連工事）

第 2－6 条 本業務と関連する他工事は次のとおりであり、本業務の成果を関連工事にて使用することになっている。

番号	関 連 工 事	工事実施期間 （予定）
1	令和 8 年度 国営施設応急対策事業角田地区 江尻排水機場第 3 制水門耐震補強他工事（仮称）	令和 8 年 8 月～令和 9 年 3 月
2	令和 9 年度 国営施設応急対策事業角田地区 江尻排水機場第 2 制水門耐震補強他工事（仮称）	令和 9 年 6 月～令和 10 年 3 月

（工程制限）

第 2－7 条

(1) 本工事の調査作業に関する工程制限は次のとおりである。

ただし、河川内に入らない準備作業等は該当しない。

番号	調査作業項目	作業開始可能日
1	ボーリング調査	令和 8 年 11 月 1 日より

(2) 本業務の設計作業に関する工程制限は次のとおりであり、表に示す設計作業項目の資料を期限内に提出するものとする。

番号	設計作業項目	資料提出期限
1	江尻排水機場第 3 制水門地盤改良工の修正設計	令和 8 年 10 月 20 日まで

第 3 章 作業内容

(調査作業項目及び数量)

第 3－1 条 本業務における地質調査作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙－ 3 【地質調査作業項目及び数量】で示すものとする。

ボーリング（オールコア）	4 孔	L＝62.3m
コンクリート削孔	4 箇所	L＝8m
標準貫入試験	62 回	
室内土質試験	1 式	

(解析作業項目及び数量)

第 3－2 条 本業務における地質解析作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙－ 3 【地質調査解析作業項目及び数量】で示すものとする。

地質調査解析	1 式
--------	-----

(設計作業項目及び数量)

第 3－3 条 本業務における設計作業項目及び数量は、次の作業項目表とおりである。

なお、詳細は別紙－ 4 【設計作業項目内訳表】で示すものとする。

設計作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 資料の検討	1 式	
2. 江尻排水機場第 2 制水門地盤改良工の修正設計	1 式	第 2 制水門堰柱、堰柱基礎
3. 江尻排水機場第 3 制水門地盤改良工の修正設計	1 式	第 3 制水門堰柱、堰柱基礎
4. 点検取りまとめ	1 式	

(調査作業の留意点)

第3-4条 調査作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりである。

(1) ボーリング調査

ボーリング調査の調査方法は、調査共通仕様書第3-3条に基づくものとする。

(2) 標準貫入試験

標準貫入試験は、ボーリング孔において地表1m地点より1m毎に実施するものとする。

なお、試験方法は、調査共通仕様書第5-3条に基づくものとする。

(3) 室内土質試験

採取した試料の土質試験は、特に定めがない限り調査共通仕様書第11-1条によるものとするが、詳細については、地盤材料試験法及び監督職員の指示による。

(4) コンクリート削孔の閉塞

コンクリート部の削孔箇所は調査完了後、無収縮モルタルで埋戻し復旧するものとする。

(5) ボーリング成果

ボーリング成果は、調査共通仕様書第1-17条に基づき、地盤情報を別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けた上で、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

なお、検定の申込にあたり、地盤情報の公開・利用の可否について、発注者と協議を行うこととする。

(6) 足場仮設は、湿地足場を見込んでいるが、河川流況により変更する場合がある。

(7) ボーリング地点の仮締切設置・撤去については、関連工事にて施工予定であるため、詳細については受注者間で調整するものとする。

(設計作業の留意点)

第3-5条 設計作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりである。

(1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(2) 特別仕様書第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(3) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

(4) 想定地震動については、過年度業務（令和2年度 国営施設応急対策事業 角田地区江尻排水機場制水門実施設計他業務）で設定した想定地震動を用いるものとする。

(業務写真における黑板情報の電子化)

第3-6条 黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。
なお、上記アに示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(https://depadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条 設計共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとし、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回	作業着手段階
第2回	中間打合せ（地盤条件設定段階）
第3回	中間打合せ（安全性照査結果段階）
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-1-1条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を設計共通仕様書第1-1-7条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部（市販ファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県角田市角田字中島下458

東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所 角田支所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第1-7条から第2-0条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 特別仕様書第2-2条「施設諸元」に変更が生じた場合

(2) 特別仕様書第2-7条「工程制限」に変更が生じた場合

(3) 特別仕様書第3-1条「調査作業項目及び数量」、第3-2条「解析作業項目及び数量」、第3-3条「設計作業項目及び数量」、第3-4条「調査作業の留意点」及び第3-5条「設計作業の留意点」に変更が生じた場合

(4) 特別仕様書第4-1条「打合せ」に変更が生じた場合

(5) 特別仕様書第5-1条「成果物」に変更が生じた場合

(6) 施設の機能診断調査が必要になった場合

(7) 履行期間の変更が生じた場合

(8) その他

第7章 業務の成果品質確保対策

(業務の成果品質確保対策)

第7-1条 契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

①作業条件・前提条件

②業務計画の妥当性

③スケジュール

④設計変更内容

⑤その他

2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(3) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途関連工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

第8章 業務スライドの試行

(業務スライドの試行)

第8-1条

(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。

- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

第 9 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 9-1 条 この特別仕様書に定めなき事項又は、この業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



別紙－ 3

【地質調査作業項目及び数量】

作業項目	数量	備考
1. ボーリング調査		
1-1. 土質ボーリング（オールコア（粘性土・シルト））	L=7.8m	φ 66mm、4 孔
1-2. 土質ボーリング（オールコア（砂・砂質土））	L=52.5m	
1-3. 岩盤ボーリング（オールコア（軟岩））	L=2.0m	
1-4. コンクリート削孔	L=8.0m	
2. 標準貫入試験（粘性土・シルト）	8 回	
3. 標準貫入試験（砂・砂質土）	52 回	
4. 標準貫入試験（軟岩）	2 回	
5. 室内土質試験		
5-1. 土粒子の密度試験	18 試料	
5-2. 土の含水比試験	18 試料	
5-3. 土の粒度試験（沈降分析）	4 試料	ふるい分析含む
5-4. 土の粒度試験（ふるい分析）	25 試料	
5-5. 土の液性限界試験	29 試料	
5-6. 土の塑性限界試験	29 試料	
6. 資料とりまとめ	1 業務	ボーリング 4 本
7. 断面図等の作成	1 業務	

【地質調査解析作業項目及び数量】

作業項目	数量	備考
1. 既存資料の収集・現地調査	1 業務	ボーリング 4 本
2. 資料整理とりまとめ	1 業務	
3. 断面図等の作成	1 業務	
4. 総合解析とりまとめ	1 業務	ボーリング 4 本 試験種目 2 種

【設計作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	業務実施	備考
1. 資料の検討	地盤改良工の修正設計を行うための貸与資料の内容を把握する。	○	
2. 江尻排水機場第2制水門地盤改良工の修正設計			
(1) 地盤改良条件の設定	本業務の地質調査結果に基づき、江尻排水機場第2制水門の設計に使用する地盤条件の見直しを行う。また、江尻排水機場第2制水門の基礎地盤について液状化判定を行う。	○	
(2) 地盤改良工の設計	上記(1)で設定した地盤条件に基づき、江尻排水機場第2制水門における地盤改良工の修正設計を行う。	○	
(3) 修正設計後の安全性照査	上記(2)の検討結果をもとに、江尻排水機場第2制水門堰柱及び基礎工について安全性を満足することを照査する。	○	
3. 江尻排水機場第3制水門地盤改良工の修正設計			
(1) 地盤改良条件の設定	過年度に実施した地質調査結果に基づき、江尻排水機場第3制水門の設計に使用する地盤条件の見直しを行う。また、江尻排水機場第3制水門の基礎地盤について液状化判定を行う。	○	
(2) 地盤改良工の設計	上記(1)で設定した地盤条件に基づき、江尻排水機場第3制水門における地盤改良工の修正設計を行う。	○	
(3) 修正設計後の安全性照査	上記(2)の検討結果をもとに、江尻排水機場第3制水門の堰柱及び基礎工について安全性を満足することを照査する。	○	
4. 点検とりまとめ	各作業項目の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○	